

農業と保険－農業保険法の発足にあたって考える

保険研究者は様々な経済主体のリスクマネジメントを研究対象としているが、農家という経済主体のリスクマネジメントについては大きな関心があるとはいえないように思われる。衣食住のうちの食に関する産業が重要でないはずがない。また農家という経済主体をとりまくリスクは多様かつ大きなものである。

歴史を紐解けば、領主が飢饉のために備えた義倉制度があったが、それは父権的な権限のもとで行なわれたリスクマネジメントであるといえる。農業リスクは、農民の努力で回避するのが難しく、また特定の地域に集中するので、分散するのがとても難しい。わが国において、農業リスクに関して、戦前から政府が関与してきたのはこのような理由からである。

農家の災害リスクは、すべてJA共済が引き受けているものと思っている人が少なくないが、実際には、農業災害補償法にもとづいて各地に設立されている農業共済組合が引き受けている部分も大きい。この農業災害補償法は、農家の所得保障という目的をより鮮明にして平成30年4月1日に改正され、農業保険法となった。農業保険法の下で設立されている農業共済組合およびその連合会組織である全国農業共済協会（NOSAI協会）が、JA共済とは無関係の団体であることも、案外知られていない事実である。

農業保険法の前身である農業災害補償法は戦後に成立した法律であるが、そのルーツは戦前にある。農林水産省『農業災害補償法に基づく家畜共済の概要』（平成23年）によれば、明治38年から家畜共済事業についての調査が始められており、検討の結果、昭和4年に家畜保険法が公布された（昭和4年3月法律第19号）。最初に認可された家畜保険組合は秋田県山本郡の組合であった。

掲載した小冊子は、昭和5年に家畜保険の宣伝のために農林省によって作成されたものである。この史料は、「牛馬飼ふなら保険でつなげ」という文言から始まる。以下少し言葉を補って引用すると次のとおりである。「家畜のうちで農家に一番大切なものは申す迄もなく牛と馬であります。（中略）ところがこの貴重な財産である牛や馬が万一にも死亡しましたならば、それに依って農家の蒙る損害は非常なもので、その苦痛は誠に大きいのであります。」もちろん、飼育管理をよく心がけていれば死亡することは滅多にないとはいえ、伝染病や事故によって万一のことがないとは限らない。しかし「今日ではこんな災難にただあきらめの外はないと考えるのはもう時代遅れです。牛や馬を飼ふ農家の福音として昨年から家畜保険法が行なわれることになり、農家個々の力ではどうにも救済の出来なかった災難が組合を作ってお互いに助け合う制度で立派に救われることになりました。」続いて、この小冊子は、家畜保険組合の仕組みを次のように紹介している。「家畜を所有している人々が家畜保険組合を作り、組合員が保険料（掛金）を出し合ってお互いに助け合う」ものとしてしている。

家畜保険法十周年を記念した絵葉書が手元にあるので、その画像を掲載しておこう。一枚目の絵葉書はなんともユーモラスな牛馬のイラスト。次の二枚の絵葉書の文字が読みにく

いと思われるので補足しておこう。「かけて働きや、栄ゆる映ゆる、家畜保険と紅だすき」。いうまでもなく、家畜保険と紅だすきを「かけて」た表現である。次の絵葉書には「馬と牛とは心配要らず、家畜保険に付けてある」とあり、戦時経済下にあった当時の状況を思い浮かばせる。畜産農家にとって、牛馬の健康は家族にも劣らない重大事であったのだ。

家畜保険に見られるような戦前の農業リスクに対応する制度的潮流が、現在の全国農業共済協会（NOSAI 協会）となったわけだが、戦後に生誕した JA 共済に合流しなかったことについては、歴史的な研究にもとづいて明らかにする必要があるだろう。ただここで指摘できるのは、農業災害補償法にもとづく「共済」が、国庫補助による農業振興政策の一環であったのに対し、JA 共済は、戦前の産業組合運動に端を発し、農家の自助努力にもとづく農業協同組合をベースに発展したものであったということである。

今後、新しい農業保険法にもとづく制度化によって、わが国の農業経営をとりまくリスクを分散し、健全な農業の発展がもたらされるかについて着目してゆく必要があるだろう。そして、場合によっては、リスク分散の手法に優れた民間保険会社や農業者に身近な共済団体などとの連携も柔軟に考えて行くべきだと思われる。循環可能な社会は農業の振興なしには成し遂げられないのであり、あわせて高齢化社会の日本経済にとっても農業は重要な要素であるべきであるからだ。









